

# 中学校英語スピーキングテスト募集要項

令和5年5月  
東京都教育委員会

## <目次>

<b>第1 事業の内容</b> .....	<b>2</b>
1 「話すこと」の評価方法.....	2
2 スピーキングテスト実施の目的.....	2
3 東京都教育委員会と事業者との連携方法及び費用負担の在り方.....	2
4 本事業応募者に求める運営体制及びスピーキングテスト実施要件等.....	3
5 本事業に係る東京都教育委員会の役割.....	15
6 事業の進め方等.....	15
<b>第2 事業予定者の募集及び選定等</b> .....	<b>19</b>
1 募集スケジュール.....	19
2 事業応募者の要件.....	19
3 提案審査.....	21
4 審査結果の公表.....	22
5 その他.....	23
<b>第3 事業実施に係るリスク・責任等の分担</b> .....	<b>24</b>
1 事業全般.....	24
2 東京都教育委員会の分担金の交付.....	24
3 事業終了時.....	24
4 その他.....	24
<b>第4 応募の手続</b> .....	<b>25</b>
1 応募スケジュール.....	25
2 応募希望表明書の受付.....	25
3 本要項等への質問・回答.....	25
4 提案書等の提出.....	25

「中学校英語スピーキングテスト募集要項」（以下「本要項」という。）は、「中学校英語スピーキングテスト実施方針（令和5年4月）」を踏まえ、都内公立中学校、中等教育学校前期課程、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部（以下「中学校」という。）第1～3学年を対象とした中学校英語スピーキングテストを実施する民間の資格・検定試験実施団体等を募集するために、広く公表するものです。

〔用語に関する定義等〕

本要項における用語の定義は、以下のとおりです。

- ア 本 事 業： 中学校第1～3学年の生徒の英語「話すこと」に関する能力を評価するため、中学校英語スピーキングテストを実施すること。
- イ 事 業 応 募 者： 本事業に応募する、単独の民間の資格・検定試験実施団体（以下「試験実施団体」という。）又は複数の試験実施団体又は民間事業者により構成されるグループ（以下「民間事業者グループ」という。）。
- ウ 事 業 予 定 者： 公募により選定され、「基本協定その1」（詳細は、「第1 事業の内容」の6（3）アを参照）を締結した単独の試験実施団体又は民間事業者グループ（単独の試験実施団体又は民間事業者グループが会社法（平成17年法律第86号）に基づいて設立した本事業の実施のみを目的とする株式会社（以下「SPC」という。）を含む。）
- エ 事 業 者： 東京都教育委員会と本事業の実施に関する「基本協定その2」（詳細は、「第1 事業の内容」の6（3）ウを参照）を締結した単独の試験実施団体又は民間事業者グループ（単独の試験実施団体又は民間事業者グループが設立したSPCを含む。）
- オ 参 画 者： 事業応募者、事業予定者又は事業者が民間事業者グループである場合の各構成員
- カ E S A T - J： English Speaking Achievement Test for Junior High School Students  
中学校英語スピーキングテストのうち、中学校第3学年を対象とするもの
- キ ESAT-J Pre 1： 中学校英語スピーキングテストのうち、中学校第1学年を対象とするもの
- ク ESAT-J Pre 2： 中学校英語スピーキングテストのうち、中学校第2学年を対象とするもの
- ケ プ レ テ ス ト： 令和6年度以降のESAT-Jの実施に向け、出題内容・実施方法等を確認するために令和5年度に中学校第2学年を対象として実施する英語スピーキングテスト

なお、本要項では、東京都教育委員会が東京都知事の権限に属する事務の補助執行者として分担金交付事務を行う場合においても、東京都教育委員会と表記しています。

## 第1 事業の内容

「中学校英語スピーキングテスト実施方針（令和5年4月）」（以下「実施方針」という。）を踏まえ、東京都教育委員会が目指す小・中・高等学校で一貫した英語教育を推進するため、事業者は、以下により中学生の英語「話すこと」（以下「話すこと」という。）の能力を全学年において客観的に評価するためのスピーキングテストを実施します。

### 1 「話すこと」の評価方法

東京都教育委員会は、事業者と共同で実施するスピーキングテスト（以下「スピーキングテスト」という。）を活用し、各学年における中学生のスピーキング能力の到達度を把握します。

### 2 スピーキングテスト実施の目的

#### （1）中学校における英語4技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実

東京都教育委員会は、中学校で学習した「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」及び「書くこと」の4技能のうち、「話すこと」に関する技能の習得状況の成果と課題を検証し、中学校学習指導要領の目標の実現に向けた指導の更なる充実を図ります。

#### （2）都立高等学校入学者選抜における「話すこと」に関する評価の活用

東京都教育委員会は、中学校第3学年段階におけるスピーキングテストの結果を、都立高等学校入学者選抜において「話すこと」に関する評価として活用します。

#### （3）高等学校における「使える英語力」を育成するための指導の充実

東京都教育委員会は、都立高等学校入学者のスピーキングテストの結果を踏まえて、高等学校入学後、生徒一人一人の個に応じた4技能の総合的な指導の充実に生かします。

### 3 東京都教育委員会と事業者との連携方法及び費用負担の在り方

#### （1）決定方法

東京都教育委員会は、中学校での指導における英語技能のうち、「話すこと」に関する指導の成果及び課題を把握し、指導の改善・充実に生かすとともに、都立高等学校入学者選抜にも活用できるよう、企画・提案等により、事業者を公募・選定の上、決定します。

#### （2）協定の締結

東京都教育委員会は、スピーキングテストの基本的事項や実施及び運営に関する事項等で必要な要件を定め、事業者と東京都教育委員会の双方が合意し、協定等を締結します。協定等の有効期間は、令和5年度から令和10年度までの原則6年間とし、毎年度、実施協定を締結します。ただし、本要項や基本協定及び実施協定に記載された内容に違反する重大な過失があった場合は、東京都教育委員会の判断において、協定を終了します。

#### （3）実施・運営方法

ア 事業者は、各学年における到達度を測るためのアチーブメントテストとしてスピーキン

グテストを実施します。

イ 「2 スピーキングテスト実施の目的」で示した目的の達成に向けて安定的にスピーキングテストを実施する必要があるため、東京都教育委員会は、実施に係る費用について、負担します。

#### (4) 実施内容

事業者は、「4 本事業応募者に求める運営体制及びスピーキングテスト実施要件等」を満たすスピーキングテストを実施します。令和5年度から、生徒の学習意欲の向上や、教師による指導改善を図る目的で、ESAT-J Pre 1及びESAT-J Pre 2を実施・運営します。ESAT-J Pre 1は第1学年全生徒、ESAT-J Pre 2は、第2学年全生徒を対象とします。さらに、令和6年度から、ESAT-Jを実施します。ただし、出題内容・実施方法等を確認するため、令和5年度内に、第2学年生徒を対象にプレテストを実施します。なお、プレテストはESAT-J Pre 2を兼ねるものとします。

### 4 本事業応募者に求める運営体制及びスピーキングテスト実施要件等

実施方針に基づき、事業応募者は、以下の(1)～(7)の要件を踏まえ、スピーキングテストを企画し、全体の実施計画等とともに東京都教育委員会に対し提案します。その際、東京都教育委員会が公表しているスピーキングテストに関する資料を十分に踏まえた提案を行うこととします。

事業応募者が事業予定者として決定され、協定等の締結に至った後には、当該提案・協定等に基づき、スピーキングテストを実施します。実施に当たっては、東京都教育委員会が求める項目について、東京都教育委員会の承認を得ることとします。

また、社会情勢や学校の状況の変化、技術革新等により、より効果的で安価な費用で実施可能となった場合は、事業者は東京都教育委員会に提案し、協議の上、内容の変更を行います。ただし、ESAT-Jの内容の変更を行う場合は、原則として、変更する年度の前々年度には変更する内容を東京都教育委員会と協議の上、確定します。

#### (1) スピーキングテスト実施スケジュール及び受験者数

##### ア 実施までのスケジュール

スピーキングテストの実施スケジュールは(別表)のとおりとします。

##### イ 受験者数の目安

(ア) 事業者は、ESAT-Jについて、第3学年全生徒約80,000人を対象として実施します。

また、事業者は、都立高等学校入学者選抜を受検するに当たって、本試験を積極的に活用したいと考えている全ての者に対して、都内会場において、ESAT-J受験の機会を提供します。

(イ) 事業者は、第1学年全生徒約80,000人、第2学年全生徒約80,000人を対象として、

ESAT-J Pre 1 及び ESAT-J Pre 2 を実施します。なお、令和 5 年度の ESAT-J Pre 2 については、プレテストを兼ねるものとし、第 2 学年生徒約 80,000 人を対象として実施します。

(別表)

年 度	令和5年度	令和6年度～令和 10 年度	
種 類	ESAT-J Pre 1(第1学年) ESAT-J Pre 2・ESAT-J プレテスト(第2学年)	ESAT-J	ESAT-J Pre 1 ESAT-J Pre 2
対 象	都内公立中学校 第1・2学年全生徒	都内公立中学校第3 学年全生徒及び都 立高等学校入学者 選抜受検予定者等	都内公立中学校 第1・2学年全生徒

(2) スピーキングテスト運営体制

ア 事業者は、本事業を確実にを行うための体制を構築することとします。その際、全体を総括する事業責任者及び副責任者を選任します。事業責任者及び副責任者は、本事業の実施に必要な知識、技能及び経験を有し、担当者が業務に専念できるよう指導監督することとします。事業責任者及び副責任者は、東京都教育委員会と密に連絡を取りながら事業に当たることとします。また、十分な数の担当者を確保し、業務分担等を明確にします。

イ 事業者は、本事業を実施するための詳細な企画書及び業務実施計画書を作成し、東京都教育委員会の承認を得ることとします。

ウ 事業者は、スピーキングテストの実施・運営について、運営マニュアルを作成し、東京都教育委員会の承認を得ることとします。

エ 事業者は、受験者や保護者、学校関係者に対し、必要に応じて連絡・調整を行います。また、受験者や中学校、区市町村教育委員会等からの問合せに随時対応できる体制を整えます。連絡・調整・問合せ窓口の開設日時は東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第 10 号）第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日を除く、平日の午前 10 時から午後 7 時までとします。また、ESAT-J の実施日及びその前日についても、午前 10 時から午後 7 時まで開設します。

ESAT-J の欠席連絡については、電話・メール等で受付を行い、受け付けたことを保護者及び受験者が確認できるよう対応することとします。

令和 4 年度、ESAT-J の問合せ等の件数は、年間約 10,000 件であり、また、実績から最も問合せ等が多いと見込まれる月においては、約 1,000 件を想定しています。事業者は、ESAT-J Pre 1 及び ESAT-J Pre 2 に係る問合せ等の件数も想定し、令和 4 年度実績及び今

後の見込件数を超える問合せ等があっても対応できるような体制を整えることとします。

オ 事業者は、公共交通機関の運休や遅延をはじめとする事故・自然災害等の発生時に確実かつ迅速に東京都教育委員会に報告し、対応を行うための体制を整えることとします。

### (3) スピーキングテスト基本的事項

#### ア 出題企画

事業者は、以下の要件を満たすスピーキングテスト問題案を作成し、東京都教育委員会が設置する中学校英語スピーキングテスト問題検討委員会(最大年5回)において検討し、東京都教育委員会の決定により出題します。なお、中学校英語スピーキングテスト問題検討委員会の委員構成は、有識者や東京都教育委員会の職員等の予定です。

また、出題企画の検討に当たっては、東京都教育委員会が令和4年度までに実施している「中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)」の問題構成等を併せて参考にすることとします。当面の間、令和4年度までに実施したESAT-Jと同様の出題構成とすることを原則とします。

#### (ア) 出題方針

中学校の教育課程に基づく学習の成果としての「話すこと」の力をみることにします。

#### (イ) 出題内容

- ① 出題の範囲は、中学校学習指導要領(外国語)における「話すこと」に準拠した内容とします。東京都教育委員会が各学年における到達目標を別途提示します。
- ② 知識及び技能の習得や、思考力・判断力・表現力などを確認するものとします。
- ③ 出題の設定に当たっては、話すのに自然な状況や場面を設定するものとします。また、題材や場面、登場人物等の設定に当たっては、中学生の実態を踏まえるとともに、人権へ十分配慮したものとします。また、特定の経験がある者が有利となることのないように配慮するものとします。

#### (ウ) 問題数及び実施時間

問題数は(イ)出題内容②の力を把握するために必要な問題数とし、大問数の目安は、4問から5問とします。大問ごとに小問を設けることも可能とします。スピーキングテスト実施時間は、一人の受験者につき、15分間から30分間程度を目安とします。スピーキングテスト実施時間に、準備やスピーキングテスト実施のための説明に係る時間は含みません。

#### (エ) スピーキングテスト結果の評価

- ① スピーキングテスト結果の評価について、設問ごとの配点の合算である合計点を

基に統計処理を行って算出したスコア及び段階別評価で行うこととします。

- ② 段階別評価は、外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠 CEFR の A1 未満から A2 までのレベル又は CEFR-J の Pre-A1 から A2.2 までの到達度により設定された A から F までの 6 段階で行うこととします。併せて、受験者等が今後の学習に活用できるよう、学習到達度を表す CAN-DO リストを提供することとします。また、事前に東京都教育委員会へ、スピーキングテスト結果と CEFR 又は CEFR-J との関連付けに関する説明資料を提出します。
- ③ ESAT-J Pre 1 及び ESAT-J Pre 2 は②に加えて、受験者の意欲向上を図るための段階別評価を東京都教育委員会との協議により設定するものとします。

## イ 実施方式

(ア) 事業者は、事業者が調達するタブレット端末等及びヘッドセットを使用し、端末の画面及びヘッドセットからの音声による出題に対し、解答音声を録音する方式で実施します。

事業者は、G I G A スクール構想に基づく一人 1 台端末を利用する場合は、均質かつ安定的にスピーキングテストを実施するための環境整備、関係機関との調整及び準備を確実にすることとします。

なお、インターネットへの接続が必要な方法を取る場合は、事業者は実施会場において、スピーキングテストを支障なく実施できる通信環境を確保します。

(イ) 事業者は、スピーキングテストの指示文及びコンテンツについて、受験者にとって見やすく、操作しやすい画面構成になるよう、十分に配慮します。指示文はアナウンス等の訓練を受けた者等が読み上げを行います。英語による音声は、一定の話速で中学生が聞き取ることができ、かつ英語を母語とする者が聞いても違和感のないものとします。

(ウ) 事業者は、受験者がスピーキングテストのタブレット等の端末やヘッドセット等の操作方法に習熟できるよう、ウェブサイト上における使用方法を説明した動画の公開や、スピーキングテストで利用するタブレット端末等の実機を貸し出す等の対策を講じることとします。また、ESAT-J Pre 1 及び ESAT-J Pre 2 については、各受験者の保有する端末上でデモンストレーションを可能にするためのコンテンツを作成し提供するものとします。

(エ) 周囲の受験者の解答により、集中が妨げられることがないように、事業者は受験環境を整備するものとします。ESAT-J では、東京都教育委員会と協議の上、受験教室の配置や受験教室内の受験者の座席配置に配慮するものとします。

(オ) 事業者は、スピーキングテストで使用する機器について、十分な整備及び点検を行い

ます。

(カ) 事業者は、システムトラブルに対応できる人員の配置や予備機器の準備など、トラブルへの対策を講じます。なお、ESAT-Jにおいては、機器のトラブルによる録音不良を想定し、バックアップ音声を録音するなど、代替措置を講じるものとします。

#### ウ 受験回数

原則として、各受験者、毎年度1回とします。

#### エ 実施日程等

以下を踏まえ、事業者はスピーキングテスト実施日程を東京都教育委員会と協議の上、決定することとします。

##### (ア) ESAT-J

中学校の教育課程や進路指導の日程、都立高等学校入学者選抜を受検する中学生の負担や、スピーキングテスト実施から結果提供までの採点期間等を考慮し、原則として毎年度、11月の第4土曜日から12月の第2日曜日までの期間における週休日又は祝日とします。

実施日は、原則として1日とし、同時間帯に一斉に実施します。

なお、ESAT-J当日に、インフルエンザ等の学校感染症の罹患や公共交通機関の遅れなどの理由で受験できなかった受験者のために、12月中旬頃に予備日を設定し、試験を実施します。また、障害特性等の理由により受験できない生徒のために、体験受験日を設定します。

##### (イ) ESAT-J Pre 1 及び ESAT-J Pre 2

事業者は、各学年の学習状況を鑑み、毎年度1月から3月までの期間で実施します。実施日は、各中学校が区市町村教育委員会との調整に基づき、上記期間内において設定し、複数日の設定も可能とします。事業者による予備日の対応は、原則として不要とします。

#### オ 実施会場

##### (ア) ESAT-J

公正・公平な環境で実施するために、原則として大学・都立学校等の外部施設を利用した運営を行うこととします。島しょを含む一部地域については都有施設等の利用を検討することとします。

実施会場の選定については、受験者の移動時の利便性に十分配慮し、東京都教育委員会の承認を得ることとします。

##### (イ) ESAT-J Pre 1 及び ESAT-J Pre 2

原則として、受験者が在籍する中学校を会場とします。なお、自校とは別に会場を確保する必要がある場合には、東京都教育委員会及び関係する中学校が所在する区市町村の教育委員会との調整を行った上で、自校とは別の会場を確保し実施することも可能とします。

(ウ) 事業者は、試験の実施・運営に必要となる一切の資材等を準備し、会場の設営・撤収・原状回復を行います。

ESAT-Jにおいては、教室内の掲示物を紙又は布で覆う外、スピーキングテスト実施前と実施後に、遺失物・拾得物の確認を行います。

#### カ 問題のセット数及び問題セット間の難易度調整

(ア) ESAT-J

事業者は、予備日を含め、少なくとも2セットの問題を作成します。ただし、運営上、やむを得ず複数回スピーキングテストを実施する場合は、さらに複数セットの問題の作成・実施を可能としますが、受験者への負担に最大限配慮して試験運営方法を検討し、東京都教育委員会へ提案し承認を得ることとします。また、事業者は、各問題セット間における難易度が同等であることを分かりやすく説明する資料を東京都教育委員会に提出することとします。

(イ) ESAT-J Pre 1 及び ESAT-J Pre 2

事業者は、それぞれ1セット以上の問題を作成します。

(ウ) 事業者は、問題流出等の事故等、用意した問題が使用できなくなった場合にも対応できる体制を整えることとします。

#### キ 受験に係る必要経費

対象中学生全生徒の各スピーキングテストの受験に係る必要経費(1回分)については、東京都教育委員会が費用を負担します。事業者は、既存の英語の資格・検定試験の市場価格を踏まえ、適切な価格を設定することとします。

#### (4) 実施・運営に関すること

ア スピーキングテスト当日の運営について

事業者は、各年度のスピーキングテスト実施における運営方法(連絡体制、会場設営、タイムスケジュール、緊急時の対応、会場設営及び原状回復等)を受験者の負担に配慮して検討し、運営マニュアルに具体的に記載することとします。

イ 採点基準の設定、採点結果及び採点方法

- (ア) 事業者は、受験者の能力を正しく測ることのできる、出題方針に沿った採点基準を作成します。
- (イ) 事業者は、公平な採点を行うために必要な採点者を必要な人数確保することとします。
- (ウ) 事業者は、大学の学位を取得し且つ英語教授法の資格をもつなど、高度な英語力と英語教育に関する専門性を有する者に、採点に関する研修を受講させ、トレーニングを受けた上で採点を行います。
- (エ) 事業者は、各解答音声について、複数の採点者で採点を行うとともに、採点結果を点検する体制を確保します。
- (オ) 採点結果は IRT による等化処理を行い、経年変化を見ることを可能とするとともに、ESAT-J においては本試日と予備日の結果の等化を可能とするものとします。
- (カ) 採点結果は次の 3 種類の内容を基本とします。
- ① 0～100 までのスコア
  - ② CEFR-J に基づく 6 段階評価 (ESAT-J GRADE)  
ESAT-J Pre 1 及び ESAT-J Pre 2 については別途協議するものとします。
  - ③ CEFR
- (キ) 事業者は、採点期間の短縮化、採点コストの低廉化の可能性を追求し、東京都教育委員会に報告します。

#### ウ 採点結果及び音声データ等の提供

- (ア) 事業者は、受験者の「話すこと」の力の向上に資することを目的とし、採点結果及び学習アドバイス等の結果帳票を受験者に対して提供し、受験者が ESAT-J において解答した音声データについては希望者に対して提供します。結果帳票については、受験者の了承を得た上で、受験者の在籍する中学校を通じて返却することも可能とします。

なお、音声データの提供に当たっては、個人情報の観点から、受験者本人以外の解答音声を消去するものとします。

また、事業者は、受験者の在籍する中学校に対し、受験者の採点結果並びに東京都及び自校の分析結果を提供します。

さらに、事業者は、区市町村教育委員会に対し、所管する中学校の結果並びに東京都及び自治体の分析結果を提供します。

- (イ) 事業者は、試験実施から 45 日以内で (ESAT-J については遅くとも 1 月初旬まで) 結果を提供します。事業者は、提供までの期間を可能な限り短縮するものとします。

#### エ 試験監督等の人員

- (ア) ESAT-J

- ① 事業者は、各実施会場に実施責任者、副責任者、受験者が所持する情報端末の一時預かりのための人員、警備員及び看護師を、各教室に試験監督及び補助員を、実施会場の内外に誘導員を配置する外、スピーキングテストを公正・公平に実施するために

必要な人員を配置するとともに、本人確認、出欠確認及び出欠状況の東京都教育委員会への報告など、受験者全員の安全を確保するための運営を行います。

- ② 事業者は、各教室に、受験者への説明やスピーキングテストの進行管理等を行う試験監督者を配置します。
- ③ 事業者は、各教室に、使用する機器のシステムトラブル等、不測の事態に対応するため、十分な補助員を配置します。
- ④ 事業者は、受験中における不正防止の観点から、実施会場において、受験者の所持する情報端末を一時回収します。回収した情報端末は、安全な場所で適切に保管、管理し、試験日程終了後各受験者に返却します。そのための対応を行う十分なスタッフを各実施会場に配置します。
- ⑤ 事業者は、スピーキングテストを安全に実施するとともに、不測の事態に対応できるよう、各実施会場に警備員を配置します。配置箇所は、敷地出入口及び実施会場内巡回を基本とし、実施会場に応じて適切な人数を配置するものとします。
- ⑥ 事業者は、急病人に対応するため、各実施会場に看護師を配置するとともに、簡易ベッド・毛布・救急箱等、応急処置及び看護に必要な備品及び物品を調達します。
- ⑦ 事業者は、受験者が着実に受験教室に到着するとともに、スピーキングテスト終了後、円滑に退出できるよう、各実施会場の内外に誘導員を配置します。配置箇所は、以下を基本とし、実施会場に応じて適切な人数を配置するものとします。
  - ・最寄り駅、最寄り駅と実施会場の間、敷地出入口、出入口と各建物の経路、各建物出入口、各フロア（階段等が複数ある場合は、動線に応じて配置）
- ⑧ 事業者は、受験者に分かりやすい指示内容、方法等により、円滑な実施を担保します。受験者への指示は、録音音声を活用するなど、均質な実施方法を取ることとします。
- ⑨ 事業者は、試験監督等の人員の募集に当たっては、公教育を担う業務にふさわしい表現を用いることとします。

#### (イ) ESAT-J Pre 1 及び ESAT-J Pre 2

- ① 事業者は、各実施会場に、実施責任者及び補助員の外、スピーキングテストを確実に実施するために必要な人員を配置します。
- ② 事業者は、使用する機器のシステムトラブル等、不測の事態に対応するため、十分な補助員を配置します。
- ③ 事業者は、受験者に分かりやすい指示内容、方法等により、円滑な実施を担保します。
- ④ 事業者は、試験監督等の人員の募集に当たっては、公教育を担う業務にふさわしい表現を用いることとします。

#### オ 使用機器

- (ア) 事業者は、スピーキングテストで使用する機器について、十分な整備及び点検を行い

ます。事業者は、スピーキングテスト実施に支障がある端末が発生した場合に備え、代替端末を確保します。

(イ) 事業者は、G I G Aスクール構想に基づく一人1台端末を使用する場合、端末に合わせて受験者用のヘッドセットを調達するとともに、様々なスペックの端末でトラブルなく試験を受験できるよう、スピーキングテスト実施のためのシステムテストを十分に実施します。この場合においても、スピーキングテスト実施に支障がある端末が発生した場合に備え、代替端末を確保します。

#### カ 申込みから結果返却まで

##### (ア) ESAT-J

###### ① 申込み

事業者は、受験対象者の申込み方法を東京都教育委員会に提案します。その際、申込手続き全てがインターネット上で安全に完結できるようにすることとします。また、事業者は、生徒の在籍校が申込状況を確認できる仕組みを設けるとともに、申込みの際に、緊急時に受験者へ連絡できる仕組みを設けます。さらに、事業者は、申込みの状況を東京都教育委員会に報告することとします。

事業者は、申込みの際に、個人情報を取り扱う者として、スピーキングテスト結果を中学校及び高等学校での指導改善に活用すること、スピーキングテストの円滑な実施、個人成績票発行等の業務の実施、スピーキングテストの結果の統計処理・分析を目的とした個人情報の収集・取得、及び区市町村教育委員会、受験者の所属する学校の第三者利用について、受験者に了承を求める手続きを経ることとします。

###### ② 実施会場及び教室の割当

事業者は、申込みがあった受験者について、各実施会場に割り当てます。実施会場の割当に当たっては、受験者の移動時間は原則として在籍する中学校から概ね 40 分以内とするなど、移動時の利便性に十分配慮することとします。

また、事業者は、各実施会場において、受験者を各教室に割り当てるものとし、具体的な割当方法は、東京都教育委員会と協議するものとします。

###### ③ 本人確認

事業者は、受験票には受験者の顔写真を貼付し、スピーキングテスト当日に確認を行うなど、受験者が本人であることを確認できる仕組みを整えることとします。

###### ④ 結果返却

事業者は、(4)ウのとおり、受験者等に対して、採点結果等を返却します。受験者の了承を得た上で、在籍する中学校を通じて返却することも可能とします。

###### ⑤ その他

事業者は、受験者の採点結果等の紛失等に対応できる体制を整えることとします。

##### (イ) ESAT-J Pre 1 及び ESAT-J Pre 2

① 申込み

事業者は、受験対象者の申込み方法を東京都教育委員会に提案します。その際、事業者は、生徒の在籍校が申込状況を確認できる仕組みを設けることとします。

② 結果返却

事業者は、(4)ウのとおり、受験者等に対して、採点結果等を返却します。受験者の了承を得た上で、在籍校を通じて返却することも可能とします。

③ その他

事業者は、受験者の採点結果等の紛失等に対応できる体制を整えることとします。

キ 機器等の搬送

(ア) 事業者は、スピーキングテストに使用する機器等を、セキュリティを担保した上で、確実かつ安全に到着するよう梱包・配送し、会場到着後は内容物を確認の上、保管することとします。また、問題の漏えいを防止する対策を講じます。

(イ) 事業者は、試験終了後、機器等の回収、確認、梱包を行い、梱包した機器等及び廃棄物等の搬入したもの全てを返送することとします。

なお、スピーキングテストの成績等の個人情報を含むものについては、セキュリティを担保できる手段で返送することとします。

ク 障害等のある受験者に対する特別措置

事業者は、障害等のある受験者に対して、受験方法、受験時間、実施会場等についての特別な措置を申請することを可能とし、受験者の障害の特性等を考慮した上で、次の例を参考に特別措置を行います。

<特別措置の内容(例)>

時間延長、拡大文字、ルビ振り、テキスト入力による応答、代理タイピング、別室受験、ICT機器の使用、介助者(代筆者や音読者などを含む。)の同行等

ケ 日本語指導が必要な受験者に対する特別措置について

事業者は、日本語指導が必要な受験者に対して、特別な措置を申請することを可能とし、特別措置を行います。

コ 島しょ地域におけるスピーキングテスト実施

事業者は、島しょ地域に在住する生徒に対しても、原則として全ての本スピーキングテスト実施要件を満たすスピーキングテストを実施することとします。

試験監督については、各島へ事業者が少なくとも1名を派遣することとします。

サ 留意事項

- (ア) 事業者は、本業務の遂行に伴い、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱うこととなった場合、当該個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法、同法施行令（平成 15 年政令第 507 号）及び個人情報保護法第 130 条第 1 項に基づき設置される個人情報保護委員会が示す個人情報保護に関するガイドライン（本事業者に適用のあるものに限る。以下「個人情報保護ガイドライン」という。また、個人情報保護法、同法施行令及び個人情報保護ガイドラインを以下「個人情報保護法令等」と総称する。）等を遵守します。
- (イ) 事業者は、国外における個人情報の取扱いについて、本事業の目的の達成を害さないことが確認できる方法及び範囲に限り、かつ、国外の適用法令を遵守するとともに、国内の取扱いに準じた管理を行います。
- (ウ) 事業者は、次の項目を含め、事業実施全般において、受験に関する不正行為、スピーキングテスト問題の情報流出等への予防措置、東京都における基準と同等のサイバーセキュリティ対策を講じると共に、公正に運営を行います。
- 受験者の個人情報：申込時、スピーキングテスト受験時、採点時、結果返却時
  - 問題内容：作問、スピーキングテスト当日の運営
- (エ) 事業者は、ESAT-J について、受験者が在籍する中学校等の教職員を試験監督、実施補助及び採点には関与させないこととします。
- (オ) 事業者は、受験者の学習及び学校関係者等の「話すこと」に関する指導の改善・充実に資するよう、東京都教育委員会が問題構成、出題形式、出題のねらい、採点のポイント、改善に関する資料等を公表するに当たり協議します。また、事業者は、問題の公表に向けて、東京都教育委員会と協議します。
- (カ) 事業者は、本事業において知り得た秘密事項について守秘義務を負うものとします。なお、協定等の有効期間満了後も同様とします。
- (キ) 事業者は、ESAT-J において、本事業に従事する者及び同居親族等に ESAT-J を受験する者がいないことを確認した上で、東京都教育委員会に報告します。
- (ク) 事業者は、スピーキングテストの結果や受験者が解答した音声データについて、ESAT-J については実施から 4 年間、ESAT-J Pre 1 及び ESAT-J Pre 2 については受験者が中学校を卒業するまでの期間、保存するものとし、（ア）から（ウ）に基づき、適切に管理するものとします。

(ケ) 本要項に定めのない事項については、事業者と東京都教育委員会が協議の上、決定するものとします。

(5) 東京都教育委員会におけるスピーキングテストの活用

ア 東京都立高等学校入学者選抜への活用については、東京都立高等学校入学者選抜実施要綱によるものとします。その内容を踏まえて、事業者は、東京都教育委員会と協議の上、ESAT-Jを実施します。

イ 事業者は、都内公立中学校における英語4技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実や都立高等学校における「使える英語力」の指導の充実のため、効果的なスピーキングテストの活用方法や、能力向上の検証方法を東京都教育委員会と協議することとします。

(6) 区市町村教育委員会、保護者・生徒、学校関係者への周知

ア 区市町村教育委員会等を対象とした説明会開催

(ア) 事業者は、区市町村教育委員会等を対象として、東京都教育委員会と協議の上、スピーキングテストの実施や(5)イに関する説明会を毎年度開催することとします。会場・資料等、説明会の開催に必要となるものについては、全て事業者が手配することとします。

(イ) 説明会については、区市町村教育委員会関係者及び都内全公立中学校の関係者(各2名を想定)が出席できる規模とします。

イ 広報の実施

(ア) 事業者は、受験者が困難なくスピーキングテストを受験できるよう、スピーキングテストの趣旨や受験の方法、結果の返却等について、ウェブサイトやリーフレット、ポスター等を用いて、受験者や保護者、学校に対して必要な広報を行うこととします。

(イ) 区市町村教育委員会や学校関係者への周知は、事業者と東京都教育委員会とが連携して行います。事業者は、周知用のリーフレット用データを作成の上、東京都教育委員会へ提供します。

(7) スピーキングテスト実施後の報告

都立高等学校入学者選抜に「話すこと」に関する評価の結果を活用することを踏まえ、より公平で安全なスピーキングテストの実施・運営に向け、以下の項目について、原則として、毎年度スピーキングテスト実施状況について取りまとめ、東京都教育委員会へ提出することとします。

ア 問題の内容に関すること

イ 経費に関すること

## 5 本事業に係る東京都教育委員会の役割

### (1) スピーキングテスト実施要件等の確認

東京都教育委員会は、上記4で記載した事業者を求めるスピーキングテスト等の実施要件が満たされているか、確認を行います。

### (2) 財政負担

東京都教育委員会は、毎年度の東京都議会の議決及び別途定める協定等の規定に基づき、東京都一般会計歳入歳出予算の範囲内において、次のとおり分担金として事業者へ支払う予定です。

- ・対象中学生全生徒の各スピーキングテストの受験に係る必要経費（1回分）
- ・結果検証のための費用
- ・区市町村教育委員会等を対象とした説明会実施のための費用

### (3) スピーキングテスト問題の決定、スピーキングテストの実施及び運営に関する承認

#### ア 問題

東京都教育委員会が設定する出題方針に基づき、東京都教育委員会が設置する中学校英語スピーキングテスト問題検討委員会において、事業者が作成した問題案及び解答案について検討し、都教育委員会が決定します。作成したスピーキングテスト問題及び解答の著作権は、東京都教育委員会に属するものとします。

#### イ 実施及び運営

東京都教育委員会が設定する実施方針に基づき、事業者が実施計画を作成し、東京都教育委員会の承認を受け、実施します。

### (4) 個人情報の取扱い

東京都教育委員会は、本事業の実施に関し取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報を言う。以下同じ。）を、関係法令等に従い適切に取り扱います。事業者は、個人情報を東京都教育委員会と同様に扱うものとします。

## 6 事業の進め方等

### (1) 事業者を求める事項

東京都教育委員会は、事業者が、事業者提案に基づく役割に従い、事業目的の達成に向け、本事業を適切に実施・運営するとともに、東京都教育委員会と連絡・調整を図りながら、責任を持って本事業に取り組むことを求めます。

### (2) 事業予定者の決定

東京都教育委員会は、事業応募者からの企画提案を受け、これを審査し、事業者としての適格性を有し、かつ提案事業内容に問題のない者の中から、最優秀事業応募者及び次点の事業応募者を選定の上、最優秀事業応募者を事業予定者として決定します。

### (3) 基本協定の締結等

#### ア 「基本協定その1」の締結

東京都教育委員会及び事業予定者は、最優秀事業応募者の選定後、当該者を事業予定者として決定すること及び事業計画等について具体的な協議を進めること等を内容とする「基本協定その1」を締結します。

#### イ 事業計画の作成

事業予定者は、「基本協定その1」を締結後、これに基づき、東京都教育委員会と十分に協議の上、提案内容を踏まえた事業計画を作成し、東京都教育委員会に提出します。

#### ウ 「基本協定その2」の締結

東京都教育委員会及び事業予定者は、事業計画を提出後、これに基づき、本事業の実施に関する事項についての協議を行った上で、東京都教育委員会及び事業予定者の双方で合意に至った事項を記載した「基本協定その2」を締結し、これにより事業予定者は、事業者となります。

#### エ 実施協定の締結

東京都教育委員会及び事業者は、本事業の実施に当たって必要となる具体的な事項については、「基本協定その2」に従い、別途、毎年度、実施協定を締結します。実施協定の締結に当たっては、前年度の実施状況を検証し、東京都教育委員会とより良い実施に向けた協議を行うこととします。

#### オ 「基本協定その1」等に係る協議が調わない場合の対応

東京都教育委員会は、上記の「基本協定その1」又は「基本協定その2」に係る協議が調わない場合、次点の事業応募者と協議の上、次点の事業応募者との間で「基本協定その1」等を締結します。

### (4) 分担金の交付手続

東京都教育委員会は、事業者への分担金に関して、手続等について通知します。東京都教育委員会の負担額は毎年度の東京都議会の議決に基づく東京都一般会計歳入歳出予算の範囲内で決定します。

なお、事業者は、本募集要項に基づく提案においては、各年度におけるスピーキングテスト実施費用、結果検証のため費用及び区市町村教育委員会等を対象とした説明会実施のための費用を提案金額としてそれぞれ提案します。

各年度において、東京都教育委員会が支出する分担金の額については、東京都教育委員会と事業者が毎年度締結する実施協定等において決定することとします。なお、分担金は、東京都が代表団体（第2 「事業予定者の募集及び選定等」 2（2）エ参照）に対し、支出するものとし、また、都内公立中学校第3学年生徒の増加等の真にやむを得ない場合を除き、本募集要項に基づく提案において事業者が示した各年度の提案額を超えることはできません。

（5）スピーキングテスト問題及び解答の著作権等について

作成したスピーキングテスト問題及び解答（以下「問題等」と言う。）の著作権は、東京都教育委員会に属するものとし、その取扱いについては、以下に定めるところによります。

ア 事業者は、本事業の実施に伴い新たに作成した問題案及び解答案について、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとし、ただし、あらかじめ東京都教育委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。

イ アの規定は、事業者の作業員、参画者又は参画者の従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用するものとし、

ウ ア及びイの規定については、東京都教育委員会が必要と判断する限りにおいて、協定終了後も継続するものとし、

エ 事業者は、問題案及び解答案に係る著作権法第2章3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、東京都教育委員会に無償で譲渡するものとする。ただし、問題案及び解答案に使用又は包括されている著作物で事業者が協定締結以前から有していたか、又は事業者が本事業以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、事業者に留保され、その使用权、改変権を東京都教育委員会に許諾するものとし、東京都教育委員会は、これを問題等の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、問題案及び解答案に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、東京都教育委員会はその条件の適用につき事業者からの協議に応じるものとする。

オ エは、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。

カ 本事業の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定めるものとし、

キ 問題案及び解答案の検討により作成した問題等に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、東京都教育委員会の帰責事由による場合を除き、事業者の責任と費用を持って処理するものとし、

(6) 事業期間中における東京都教育委員会への報告

事業者は、事業期間中、東京都教育委員会に対して定期的に本事業の活動実績等に関する報告を行います。東京都教育委員会は、事業者に対して、随時、報告を求めることができるほか、必要に応じて協議及び改善の指導を行うことができることとします。

## 第2 事業予定者の募集及び選定等

### 1 募集スケジュール

現在、事業予定者の募集及び選定は、次のスケジュールを予定しています。

内 容	日 程
募集要項等の公表	令和5（2023）年5月上旬
応募希望表明書及び質問の受付	令和5（2023）年5月12日（金曜日）から 令和5（2023）年5月18日（木曜日）まで
募集要項に関する質問回答書の公表	令和5（2023）年5月24日（水曜日）
提案書の受付	令和5（2023）年5月29日（月曜日）から 令和5（2023）年6月9日（金曜日）まで
審査委員会の開催	令和5（2023）年6月中旬から下旬
最優秀事業応募者の決定及び公表	令和5（2023）年7月上旬
基本協定その1の締結	令和5（2023）年7月中旬
基本協定その2及び実施協定の締結	令和5（2023）年7月下旬から8月上旬

### 2 事業応募者の要件

「中学校英語スピーキングテスト審査基準」（別添1）（以下「審査基準」という。）に従い、次のとおり基本要件の審査を行います。2（2）、2（3）、2（4）の事業応募者の要件に適合しない場合は、原則として、失格とします。

#### （1）基本的要件

事業応募者は、事業期間中の安定した運営が可能な企画力、技術力、運営力及び経営能力等を有する者として、失格とします。

#### （2）事業応募者の構成等

ア 事業応募者は、次の役割を果たす体制を確保します。

（ア） 本事業の中心的立場で、本事業に関する企画・運営及び本事業の関係者の相互調整を統括して行う役割を担うとともに、東京都教育委員会との連絡調整及び必要手続を行い、事業の円滑な遂行に責任を持ちます。

（イ）（ア）を行う拠点を日本国内に常設します。

イ 民間事業者グループで応募する場合は、全ての参画者及びその役割を明らかにします。  
なお、民間事業者グループにおいて、各参画者は連帯責任を負うものとします。

ウ 事業応募者が単独の試験実施団体の場合は、当該民間事業者がアに掲げる役割を全て果たします。

エ 事業応募者が民間事業者グループの場合は、参画者の中からア(ア)の役割を果たす者(代表団体)を1者選定します。

オ 参画者は、他の事業応募者の参画者として重複参加することはできません。

カ 参画者は、その責任において、履行補助者として協力会社(事業者から直接業務を受託し、又は請け負う者又は協賛金の抛出等により事業者を支援する者)を利用することができますが、原則として、応募時に参加を明らかにすることとします。また、協力会社として参加を明らかにした者を変更する場合は、東京都教育委員会から承認を得ることとします。

なお、事業者は、(4)の事業応募者の欠格事項アからケまでに定める事項のいずれかに抵触する者を協力会社とすることはできません。協力会社は、東京都教育委員会が事業者に求める要件等を事業者の指示に従って遵守することを誓約書として参画者に提出し、参画者はその写しを東京都教育委員会へ提出します。

### (3) 事業応募者の運営力及び経営能力等

ア 事業応募者(民間事業者グループの場合は少なくとも1者)は、日本国内において、18歳以下を対象とした英語の資格・検定試験としてスピーキングテストを申請日時点において2年以上実施した経験を有することとします。

イ 事業応募者は、事業を安定的・継続的に履行する上で必要な資力、信用力を有することとします。事業応募者は、過去の財務状況等を証明する書類を提出します。民間事業者グループで応募する場合は、各参画者の財務状況等を確認します。東京都教育委員会は事業予定者を決定するに当たって、これらの財務状況等を評価します。

### (4) 事業応募者の欠格事項

事業応募者は、次の欠格事項のいずれかに抵触する場合は、応募することはできません。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(令和3年3月31日付2財経総第2092号)に基づく指名停止期間中の者

ウ 経営不振の状態(会社の整理を始めたとき、会社の特別清算を開始したとき、破産の申

立てがされたとき、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、銀行取引停止処分が行われたとき、手形取引停止処分がなされたとき及び電子債権記録機関による取引停止処分がなされたとき。）の者

エ 最近 1 年間の法人税、法人事業税、法人住民税及び消費税を滞納している者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者又はそれらの者の統制下にある者が人事面で関与している者

カ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（令和 4 年 6 月 22 日付 4 財経総第 711 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属している又は関与している者

ク 本事業に係る協定作成支援等業務の受託者、又は受託者に資本面で関与（受託者の発行済み株式総数の 100 分の 25 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 25 を超える出資をしていることをいいます。）しており、かつ、人事面で関連している者（会社の代表者又は役員が、受託者の代表者又は役員を兼ねていることをいいます。）又は本事業に係る協定作成支援等業務の受託者から、本事業に係る助言等を受けている者

ケ 本事業の審査委員及び関係職員に対して、選定されるように個別に接触した者

#### （5）要件確認の基準日

ア 事業応募者の要件の基準日は、提案書等の受付時点とします。ただし、受付時点で基本要件を満たしていない場合又は受付時点以降基本要件を満たさなくなった場合において、審査結果の公表までの間に基本要件を満たすことが明らかなものとして東京都教育委員会が認めた場合は、基本要件を満たす見込みの日を基準日とします。

イ 事業予定者が「基本協定その 2」締結までの間に、2（2）、2（3）及び 2（4）の事業応募者の要件に適合しなくなった場合は、原則として、失格とします。

ただし、参画者（2（2）エにより選定した者を含みます。）が 2（2）、2（3）及び（4）の事業応募者の要件に適合しなくなった場合において、東京都教育委員会が指定する期間内に東京都教育委員会の承認を受けることを前提に、当該抵触者を除外した残りの参画者が資格を満たす場合には、この限りではありません。

### 3 提案審査

#### （1）審査内容

審査基準に従い、次のとおり基本要件の審査及び事業応募者提案等の審査を行います。

ア 基本要件の審査では、事業応募者の構成、運営力及び経営能力等及び欠格事項の有無等

を確認し、基本要件を満たしていない事業応募者を失格とします。

イ 事業応募者提案等の審査では、事業応募者が東京都教育委員会に提出した提案書等及び事業応募者によるプレゼンテーションの審査を行います。

(2) 主な審査項目（詳細は審査基準に記載）

ア 基本要件の審査

イ 事業応募者の提案等の審査（技術点）

（ア）既存の資格・検定試験における実績

（イ）本事業への取組方針

（ウ）本事業の運営体制

（エ）スピーキングテスト基本的事項

（オ）実施・運営に関すること

（カ）東京都教育委員会におけるスピーキングテストの活用

（キ）区市町村教育委員会、保護者・生徒、学校関係者への周知

（ク）事業収支計画

（ケ）事業スケジュール（6年間の長期スケジュール及び各年度の実施スケジュール）

（コ）事業安定化方策に関する提案

（サ）その他

ウ 価格点

(3) 審査方法

事業応募者から提出された提案書等の審査では、有識者等から構成される「中学校英語スピーキングテスト審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において評価を行います。

審査委員会において、審査基準に従って審査を行い、かつ、提案事業内容に問題のない者の中から、最優秀事業応募者及び次点の事業応募者を選定します。

なお、事業応募者が多数となった場合、事業応募者提案等の審査において、提案書等書面のみによる1次審査を実施することがあります。この場合、1次審査を合格した事業応募者のみを対象に提案書等及びプレゼンテーションに基づく2次審査を行い、最優秀事業応募者及び次点の事業応募者を選定します。

東京都教育委員会は、最優秀事業応募者を事業予定者として決定します。

#### 4 審査結果の公表

審査結果について、最優秀事業応募者等を公表します。

## 5 その他

- (1) 応募に必要な費用は、事業応募者の負担とします。
- (2) 提出した提案書等の内容の変更は認めません。ただし、単なる記載の誤り等、実質的な内容の変更を伴わない軽微な修正については、この限りではありません。
- (3) 提出した提案書等は返却しません。
- (4) 提案書等に虚偽の記載がある場合は、応募を無効にするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とし、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによります。
- (6) 提案書等の著作権は、それぞれの事業応募者に帰属しますが、東京都教育委員会が公表、展示を行う場合、その他必要と認めるときには、東京都教育委員会はこれを無償で使用できることとします。
- (7) 事業応募者の提案書等に含まれている特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、試験問題、コンピュータ・プログラム等を使用した結果生じた責任及び費用は、事業応募者が負うこととします。
- (8) 東京都教育委員会が公表・配布する資料等は、応募に係る検討以外の目的でを使用することを禁じます。
- (9) 事業応募者は提案に当たって、本事業に係る協定作成支援等業務委託の受託者と本事業に関して接触しないこととします。
- (10) 次点の事業者と東京都教育委員会は、今後の本事業の実施について、覚書等を締結することとします。

### **第3 事業実施に係るリスク・責任等の分担**

#### **1 事業全般**

- (1) 事業者の提案内容に起因する損害については、事業者がその責任を負います。
- (2) 受験者や学校関係者への説明は、東京都教育委員会と事業者が分担して行うものとします。
- (3) 自然災害等の不可抗力により、事業者に損害又は増加費用等が生じた場合は、原則として事業者が責任及び費用を負うこととしますが、本事業の実施及び追加費用については、東京都教育委員会と協議します。
- (4) 法令や許認可の新設・変更により、事業者に損害又は増加費用等が生じた場合は、原則として事業者が責任及び費用を負います。
- (5) 税制度の新設又は変更により、事業者に追加負担が生じる場合は、事業者が責任を持って対応することとしますが、費用負担については、東京都教育委員会と協議します。
- (6) 本事業に起因して発生する事故等については、事業者がその責任により対応することとします。
- (7) 事業者の過失で、スピーキングテストが実施できなかった場合等については、事業者がその責任と費用負担により対応します。

#### **2 東京都教育委員会の分担金の交付**

東京都教育委員会は、事業者に対して、毎年度の東京都議会の議決及び別途定める規定に基づき、東京都一般会計歳入歳出予算の範囲内において、分担金を交付します。

#### **3 事業終了時**

東京都教育委員会との間で新たに作成されたものの所有権について、東京都教育委員会と協議します。協定期間中に保有した個人情報については、事業終了後においても事業者の責任で適切に管理を行うこととします。

#### **4 その他**

東京都議会において、東京都教育委員会から事業者への分担金に係る予算が可決されなかった場合、スピーキングテストの実施及び費用の取扱いについて、事業者は東京都教育委員会と協議することとします。なお、予算が可決されなかった場合においても、東京都教育委員会は事業者に対して、損害賠償等の責任を負いません。

## 第4 応募の手続

### 1 応募スケジュール

第2「事業予定者の募集及び選定等」の1「募集スケジュール」参照

### 2 応募希望表明書の受付

応募を希望する事業者は、応募希望表明書（様式A）に所要の事項を記入し、受付期間内に受付窓口へ持参してください。共同で参加希望を表明される場合は、代表の事業者が持参してください。応募希望表明書は、事業応募のための要件としますが、応募を義務付けるものではありません。また、応募希望表明書を提出した事業応募者名は公表しません。

- (1) 受付期間 令和5年5月12日(金曜日)から同月18日(木曜日)まで
- (2) 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) 受付場所 東京都教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当
- (4) 提出部数 2部

※ 東京都教育委員会は、応募希望表明書を受け取った後、速やかに確認印を押印し、提出いただいた2部のうち、1部を返却します。

### 3 本要項等への質問・回答

- (1) 本要項等に対し質問がある場合は、質問書（様式B）に所要の事項を記入し、「2 応募希望表明書の受付」期間内に電子メールにより送付し、東京都教育委員会の受領確認を得てください。電話での受付は行いません。

- ア 電子メールアドレス S0311301@section.metro.tokyo.jp
- イ 件名 【事業者名】スピーキングテスト質問書の送付
- ウ 送付物 質問書（様式B）(Excelの様式)

- (2) 本要項等への全ての質問に対する回答は、応募希望表明書の提出があった全事業者へ行うとともに、東京都教育委員会ウェブサイトで公表します。

### 4 提案書等の提出

- (1) 事業応募者は、提案書として別添の様式等を以下の日時・場所まで持参してください。郵送は不可とします。

- ア 受付日 令和5年5月29日(月曜日)から6月9日(金曜日)まで
- イ 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ウ 受付場所 東京都教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当

- (2) 提出書類

- ア (様式C) 提案書提出届兼参画者及び協力会社一覧表 2部

※ 東京都教育委員会は、提案書提出届兼参画者及び協力会社一覧表を受け取った後、速やかに確認印を押印し、提出いただいた2部のうち、1部を返却します。

なお、添付書類は返却しません。

※ 以下の提出物に不備がある場合は、再提出となる場合があります。

イ	(様式D) 基本要件の適格審査に関する自主確認書	2部
ウ	(様式E) 「中学校英語スピーキングテスト」見積書	2部
エ	(様式1) から(様式25) まで(ファイルに綴じる)	各35部
オ	(様式1) から(様式25) までの内容を記録したCD-R	1枚

※使用ソフトは、Word2016、Excel2016 とします。

[添付資料]

別添1 中学校英語スピーキングテスト審査基準

別添2 中学校英語スピーキングテスト様式集

別添3 <参考>中学校英語スピーキングテスト実施方針（令和5年4月）

### 受付窓口

東京都教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎15階中央

電話 03-5320-6865（直通）

電子メールアドレス S0311301@section.metro.tokyo.jp

東京都教育委員会ホームページ <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/>